

復旧・復興建設工事共同企業体に関するご意見とJV準則（案）

資料4-2

項目	ご意見 (R3.10.15中建審、地方公共団体)	JV準則（案）	
		本文	注 解
① JVの性格	東日本大震災の被災地において、復旧後の復興の段階において主な仕事を地域外業者が受注する状況があった。地域企業に配慮頂きたい（中建審）	大規模災害からの円滑かつ迅速な復旧・復興を図るため、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、地域に精通している被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために結成される共同企業体とする。（※）	※ 復旧・復興建設工事共同企業体については、その性格を踏まえ、大規模災害からの復旧・復興工事が行われており、かつ、被災地域内の企業単体のみでは施工体制を確保できない状況にある期間において活用するものとする。
② 対象工事の種類・規模	どの程度の災害を復興JVの対象とするのか、慎重に検討する必要（中建審）	復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模災害（※1）からの復旧・復興工事とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※2）を含まないものとする。	※1 大規模災害とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第二条第一項の規定により激甚災害として指定された災害その他の特に激甚な災害をいうこととする。 ※2 大規模な工事と技術的難度の高い工事とは、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる工事及び特定建設工事共同企業体の対象工事に当たるものとし、発注機関において定めるものとする。
③-（イ） 構成員の数	特になし	2ないし3社とする。	
③-（ロ） 構成員の組合せ	地元企業に配慮頂きたい（中建審） 地元企業＋地域外企業の組合せとして頂きたい（地方公共団体） 下位等級企業を構成員に含むことも可能として頂きたい（地方公共団体）	同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を少なくとも一社含むものとする。（※）	※ 各企業の施工能力については、経営事項審査の点数、等級、工事実績等を参考に発注機関において判断するものとする。被災地域の範囲については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえ、発注機関において定めるものとする。
③-（ハ） 構成員の資格	特になし	構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。（※1） a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。（※2） b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。 c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする。（※3）	※1 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。 ※2 国内建設企業にあっては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。 ※3 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。
③-（ニ） 構成員の結成方法	特になし	自主結成とする。	
④ 登録	特になし	一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。（※1） 登録時期等は単体企業の場合に準ずる。（※2）	※1 一の企業が登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数については、被災の状況や技術者・技能者の不足の状況等を踏まえて発注機関の判断により本項の原則によらないこととする場合であっても、円滑な共同施工を確保するため、最大でも三までとする。 ※2 復旧・復興建設工事共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。
⑤ 出資比率	特になし	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。（※）	※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。 2社の場合30パーセント以上 3社の場合20パーセント以上
⑥ 代表者の選定方法とその出資比率	特になし	代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、地元の建設企業とすることを原則に構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。	